

クボタ製ドローン 購入者向け

2026年1月1日始期契約以降

動産総合保険

損害賠償責任担保特約付帯

クボタドローン総合補償制度



農業用ドローンの使用には、以下のようなリスクが想定されます。

機体の損壊

ドローンの操縦ミスにより、着陸に失敗し、機体が大破した



盗難

倉庫に保管していたドローンが、何者かに盗まれてしまった



対物賠償

予定していた着地点に着地できず、ドローンが建物に衝突し建物を破損させてしまった

対人賠償

ドローンの着陸時に目測を誤り、機体が歩行者に接触し、けがを負わせてしまった



物的損害リスク

賠償責任リスク

クボタドローン総合補償制度ではこのようなリスクを補償します！

メーカー保証制度

※新品の機体購入1年目の方のみ

メーカー保証制度は購入1年目の方のみ対象となります。（※中古機は対象外）

「クボタドローン総合補償制度 メーカー保証連絡票兼加入依頼票」を送付いただけないとご加入いただくことができませんので、新たにご購入された方は必ずお送りください。

賠償責任リスク

※物損リスクのメーカー保証はございません

保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
保険期間	動産総合保険に未加入の方は、納品日から1年間 動産総合保険に加入の方は、動産総合保険と同じ保険期間
被保険者	① 記名被保険者（＝購入者） ② 記名被保険者の使用人 ③ 記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関 ④ 記名被保険者が法人以外の社団である場合は、その構成員 ⑤ 記名被保険者が個人事業主である場合は、その同居の親族 ※上記は主な例です。詳細につきましては「賠償責任保険普通保険約款・施設所有（管理）者特別約款」をご確認ください。 ※使用操作はライセンス所有者が行うことが前提です。
補償内容	対人・対物共通 1事故支払限度額：1億円
補償の対象となる主な事故	ドローンの所有、使用または管理に起因して、保険期間中に発生した他人の身体の障害または財物の損壊について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担すること。
お支払いする保険金	法律上の損害賠償金、争訟費用、損害防止費用、緊急措置費用、協力費用 ※ご請求時にライセンスを確認させていただく場合があります。
補償の対象とならない事故例	■ 請負散布での他人への被害 ※請負散布時の補償を希望される方は別途動産総合保険の賠償責任特約を付帯ください。 ■ 因果関係が証明できないもの または二次被害や風評被害によるもの ■ メーカー保証連絡票兼加入依頼票を送付いただけない など

クボタドローン総合補償制度は、ドローン本体（付属装備を含みます）の物的損害リスクを補償する動産総合保険が基本補償となり、ドローンの所有、使用または管理に起因して第三者に損害を与えた場合に負う法律上の損害賠償リスクを補償する賠償責任担保特約が任意で付帯できる制度です。

物的損害リスク

動産総合保険

保険の対象

総重量（*）150kg未満のクボタ社製のドローン（無人ヘリコプター）

（曲技用の無人ヘリコプターは、対象となりません。）

（*）燃料、薬剤、機器等をすべて搭載した状態での重さをいいます。

（注）燃料、薬剤は保険の対象には含まれません

※2年目以降は定期メンテナンスがご契約上必須となります

被保険者

機体の所有者

※レンタル機の場合は別途ご相談ください



補償の対象となる主な事故

保険期間中に保険の対象となるドローンに生じた、不測かつ突発的な事故を補償します。

（例）墜落や他物との接触、火災、落雷、爆発、ひょう災、雪災、水濡れ
外部からの物体の飛来または衝突、盗難、いたずら 等

お支払いする保険金

損害保険金、残存物取片付け費用保険金、捜索費用保険金、権利保全費用、損害拡大防止費用

※事故発生時にメンテナンス証明の提出が必要となります

レンタル機を利用または、レンタル機として購入の方は、以下内容でご加入いただけません。
別途ご連絡ください。

物的損害リスク

動産総合保険

ご提案プラン

保険期間：1年間

	標準定価プラン (バッテリー 1 個含む)		
機種	T10K	T25K	T70K
保険金額	158万円	219万円	298万円
年間保険料	94,800円	131,400円	178,800円
免責金額	なし	なし	なし

- 各機種の保険金額は再調達価格を基に設定しております。
2年目以降の機体及び中古機の場合、既経過年数によって減価償却された金額となります。
- **メーカー保証はありません。**お客様でのご加入が必要です。
- 機体および常に機体に搭載する散布装置やバッテリー、プロポは対象となりますが、基地局 (RTKアンテナ) や充電器は対象外とさせていただきます。

補償プラン

※購入2年目以降の方
※中古機購入の方

賠償責任リスク

損害賠償責任担保特約

被保険者

- ①記名被保険者
 - ②記名被保険者の同居の親族で保険の対象を使用または管理中の者
 - ③記名被保険者の承諾を得て保険の対象を使用または管理中の者。
 - ④記名被保険者の使用者
- ※上記は主な例です。詳細につきましては「動産総合保険約款」をご確認ください。
※使用操作はライセンス所有者が行うことが前提です。

補償の対象となる主な事故

保険の対象であるドローンの所有、使用または管理に起因して、保険期間中に発生した他人の身体の障害または財物の損壊について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担すること。

お支払いする保険金

法律上の損害賠償金、争訟費用、損害防止費用、緊急措置費用、協力義務費用、請求権の保全、行使手続き費用、示談交渉費用
※ご請求時にライセンスを確認させていただく場合があります。

補償内容	免責金額	年間保険料 (1台につき)
1事故支払限度額 1億円 (※対人・対物共通)	なし	3,000円

■ 本補償は動産総合保険の特約のため、動産総合保険ご加入の方向けの内容となっております。賠償責任リスクのみでの加入をご希望の場合は、別途ご連絡をお願い致します。

■ 請負散布時も補償の対象となります。



お手続き方法のご案内

お申込み

「メーカー保証連絡票兼加入依頼票」に必要事項をご記入いただきメールまたはFAXにてご提出ください。

① メーカー保証制度（賠償責任リスク）

新品の機体購入1年目は「メーカー保証連絡票兼加入依頼票」をご提出いただければセットされます。

（ご提出のない場合は補償が受けられませんのでご注意ください。）

② 動産総合保険（物的損害リスク）

詳しいご案内および正式な保険申込書を電子署名にてご案内いたします。WEB上でのお申し込みをお願いいたします。

※保険開始希望日10日前までのお申込みの場合は郵送でのご案内も可能です。



保険料お支払

電子署名または申込書での契約手続き後、口座振替依頼書または請求書払いにて保険料をお支払ください。

① 口座振替

保険開始日の翌月26日に引き落とし予定です。

（金融機関が休みの場合、翌営業日）

② 請求書払い

保険会社から届きます「保険料お振込のご案内 兼 請求書」にてお振込みをお願いします。

（保険料払込期限：保険開始日の翌月末）



証券到着

お手元に証券が届きます。

ご契約いただいた内容に誤りがないかご確認ください。

お支払いする保険金	損害保険金	<p>○不測かつ突発的な事故によって、保険の対象とするドローンに生じた損害について、損害保険金をお支払いします。</p> <p>○損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。</p> <p>この保険契約の保険価額は、保険契約者と当社が約定した保険証券記載の保険価額とします。ただし、保険証券記載の保険価額が、損害の生じた地および時における保険の対象の価額を著しく超える場合は、損害が生じた地および時における保険の対象の価額をもって保険価額とします。</p> <p>○保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されず、保険期間の満期まで有効です。ただし、損害保険金のお支払額が1回の事故で保険価額に相当する額となった場合は、保険契約は、損害発生時に終了します。</p> <p>※使用中のドローンに不測かつ突発的な事故が発生し、ドローンを回収するために必要かつ有益な回収費用については、損害の額に回収費用を含めて損害保険金としてお支払いします。</p>
	残存物取片づけ費用保険金	<p>○損害保険金を支払われる場合において、保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用（取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用）が補償の対象となります。損害保険金の10%に相当する額を限度として、実際に支出した費用が対象となります。</p>
	搜索費用保険金	<p>○使用中のドローンに不測かつ突発的な事故が発生し、被保険者がドローンを搜索するために支出した必要かつ有益な搜索費用を、保険金額の10%に相当する額を限度として、お支払いいたします。</p>
	権利保全費用	<p>○引受保険会社が補償をご提供するのと引換えに取得する第三者からの損害賠償等を受けられる権利の保全もしくは行使または証拠および書類の入手のために必要な費用をお支払いします。</p>
	損害拡大防止費用	<p>○保険金を支払うべき損害が発生した場合において、損害の拡大防止または軽減のために要した費用のうちで必要または有益であったものをお支払いします。</p> <p>○保険金額から損害保険金の額を差し引いた残額を限度としてお支払いします。</p>
補償の対象とならない主な損害	<p>・ブレード（プロペラ）に単独で生じた損害</p> <p>・電氣的または機械的的事故によって保険の対象に生じた損害</p> <p>・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害およびこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害</p> <p>・損傷を特定するための調査点検費用</p> <p>・応急対応費用</p> <p>・被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害</p> <p>・使用中の保険対象の行方がわからなくなり、保険の対象の所在が特定できないことによる損害（搜索費用保険金は除きます）</p> <p>・日本国外にある保険の対象について生じた損害</p> <p>・保険の対象の自然の消耗または性質によるさび、かび、変質、変色その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害</p> <p>・保険の対象のかしによって生じた損害</p> <p>・保険の対象に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害。</p> <p>・故障</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>※補償の対象とならない損害の詳細は、保険約款の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください。</p>	

補償のあらまし

動産総合保険・損害賠償責任担保特約

お支払いする保険金	損害保険金	対人事故または対物事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る被害に対して保険金を支払います。
	損害防止費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
	請求権の保全、行使 手続費用	権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
	緊急措置費用	事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用
	争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用
	示談交渉費用	被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当社の同意を得て支出した費用
	協力義務費用	被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当社の要求に従い、協力するために必要とした費用
補償の対象とならない主な損害	<ul style="list-style-type: none">・保険契約者または被保険者の故意・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動・地震もしくは噴火またはこれによる津波・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物以外の放射線照射または放射能汚染・地震、噴火、津波等によって発生した事故の延焼または拡大および発生原因がいかなる場合でも事故のこれらの事由による延焼または拡大・被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。・被保険者の同居の親族に対する損害賠償責任・被保険者の業務（家事を除きます。）に従事中の被保険者の使用人（請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づいて、被保険者の指揮、命令または監督下において被保険者の業務に従事する者を含みます。）に対する対人事故に起因する損害賠償責任・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊につき、正当な権利（所有権等）を有する者に対して負担する賠償責任 など	

動産総合保険・損害賠償責任担保特約条項の保険金支払い方法については、動産総合保険約款をご参照ください。



ご契約時の注意事項

1. 告知義務について

- 申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）です。ご契約時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ご契約時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的を持っていた場合、ご契約は無効になります。
- ※引受保険会社の代理店には、告知受領権があります。

2. 補償の重複に関するご注意

- 補償内容が同様の保険契約（特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額、支払限度額等をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

3. 通知義務について

- ご契約後に申込書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 他の保険契約等との関係

- この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下、「他の保険契約等」といいます。）がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
- ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
- ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合
既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

5. 保険会社破綻時の取扱い

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限り。））またはマンション管理組合である場合は、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
- (※)保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

6. 示談交渉サービスは行いません

- この保険には、保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、お客様（被保険者）ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知ください。
- なお、引受保険会社の承認を得ないでお客様側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

7. 保険金請求の際のご注意

- 責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済した金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます。(保険法第22条第2項)
- このため引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了承ください。
- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 - ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 - ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

8. 重大事由による解除について

- 以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合 等

9. 契約引き受けについて

- 以下に該当する事由がある場合には、保険契約の引受をお断りさせていただく場合があります。
- 保険金の不正請求や虚偽の告知など、モラル事案が発覚した場合
- その他保険会社が判断した場合

事故のご連絡・ご相談



お電話の場合

事故のご連絡・ご相談は

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

 **0120-720-110**

受付時間：24時間365日



インターネットの場合

東京海上日動のホームページのご案内

<https://tokiomarine-fire.vmenu.jp/>



ご契約者または被保険者が、事故が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害または損害賠償請求の内容その他必要な事項について、引受保険会社にご連絡ください。また、ご連絡の際には保険証券を併せてご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険金請求に必要な主な書類

- ・保険金請求書
- ・損害見積書
- ・所管警察署の証明書またはそれに代わるべき書類（盗難の場合）
- ・全体像・被害箇所の写真（内部が損傷している場合、分解した後の写真）等

その他事故の状況に応じて必要な書類をご提示いただく場合があります。
保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

03-4332-5241 (全国共通)

受付時間：午前9時15分～午後5時

(土日祝・年末・年始を除きます。)

通話料
有料

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page below the header. It is intended for writing notes or a memo.



このパンフレットは、動産総合保険の内容についてご紹介したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

お問い合わせ先

【お問い合わせ・取扱代理店】

クボタ総合保険サービス株式会社

●メールアドレス：kti_g.kdoro-n@kubota.com

●本社：フリーコール：0120-11-3721

TEL：06-6648-3722 FAX：06-6648-3729

●東京支店：フリーダイヤル：0120-388-603

TEL：03-3245-3886 FAX：03-3245-3891



【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

担当課：関西営業第3部 営業第2課

〒541-8555

大阪府大阪市中央区高麗橋3-5-12